

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：福島町原棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

原棚田

面積 177,699 m² 筆数 196 筆

範囲については、別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

①耕作放棄地の発生防止

- ・令和 11 年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。

②鳥獣被害対策の実施

- ・集落内に設置されている箱罟の見回りを、週 1 回から週 2 回以上に増加させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①良好な景観の形成

- ・水路清掃、美化活動をこれまで通り年 2 回以上実施する。

②農産物の供給の促進

- ・集落内で生産される農作物の直売を、新たに年 2 回行う。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田等を観光資源とした地域振興

- ・オルレコース周辺の草刈や美化活動を年 2 回以上行う。

②伝統文化の継承

- ・農業の神が祭られる稲荷神社の美化活動等を、年 4 回以上実施する。

3 計画期間

令和 7 年認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

1) 棚田等の保全

①耕作放棄地の発生防止

- ・協議会の会員間で協力して農地を保全することで、令和 11 年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。

②鳥獣被害対策の実施

- ・協議会及び原捕獲隊で、集落内に設置されている箱罟の見回りを週2回以上行い、有害鳥獣被害を減少させる。

2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①良好な景観の形成

- ・中山間集落協定の参加者が高齢化しており、従来の共同活動の継続が難しくなっているが、協議会及び地域住民との共同作業による水路清掃、美化活動をこれまで通り年2回以上実施することで、良好な景観を維持する。

②農産物の供給の促進

- ・協議会が主体となり、集落内で生産される農作物の直売を年2回以上行い、棚田米等の魅力の発信を行う。

3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田等を観光資源とした地域振興

- ・福島町で実施されているオルレイVENTにて、来訪者がより楽しく安全に集落や棚田を散策できるよう、協議会が主体となり、年2回以上コース周辺の草刈や美化活動を行い、景観形成に努める。

②伝統文化の継承

- ・農業の神が祭られる稲荷神社の美化活動等を、協議会及び原地域自治会員等で年4回以上実施することで、棚田米等の五穀豊穰を地域全体で祈願する文化活動を継承するとともに、地域住民の農業への理解醸成を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

福島町原棚田振興協議会は、松浦市、原地区中山間集落協定、及び地域住民等で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

中山間直接支払制度を活用し、上記の活動目標の達成を目指す。